

都道府県・指定都市

互助共励事業実施団体代表者 殿

社会福祉法人 全国社会福祉協議会事務局長

一斉改選に伴う全国民生委員互助事業退任慰労給付金の
申請・請求等について

本会事業の推進につきましては、日頃より格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて本年は、民生委員・児童委員の一斉改選の年にあたり、多数の委員が退任されることが予想されます。

そのため、「退任慰労給付金の申請・請求」及び退任に関わる「永年勤続退任民生委員・児童委員表彰」（全国民生委員児童委員連合会会長表彰）の被表彰者推薦調書の作成について、貴会ならびに都道府県・指定都市民児協または社協、市区町村民児協または社協におかれまして円滑な事業が遂行されるようご準備いただきたく存じます。

そこで、一斉改選に係る退任慰労給付金の申請・請求業務を下記によりお取り扱いますようお願いいたします。

なお、退任される委員のうち、在任期間が 15 年以上の委員については、全国民生委員児童委員連合会会長表彰の対象となり、このことについては別添（写）のとおり全民児連会長より通知しているところです。市区町村社協又は同民児協（以下、市区町村社協等といいます。）においても、給付金申請業務と被表彰者推薦書作成業務の効率化を図るため、前回一斉改選時（平成 16 年度）と同様、ぜひエクセルファイルをご活用いただけますよう周知方よろしく願いいたします。

記

1. 退任慰労給付金のスケジュールについて（予定）

平成 19 年 9 月中旬

- 本会より都道府県・指定都市互助共励事業企画実施団体宛に、一斉改選に係わる退任慰労給付金の申請・請求に関する文書を発出(本文書)。
- 都道府県・指定都市互助共励事業企画実施団体宛に、一斉改選分エク

セルフファイルを送信。

平成 19 年 12 月 14 日

この日までに一斉改選分エクセルファイルを基に、毎月の給付金報告・請求とは区別して本会宛に請求いただく

平成 20 年 1 月下旬

本会より各都道府県・指定都市互助共励事業企画実施団体宛に、毎月の給付金とは区別して送金。

2. 申請・請求方法

(1)都道府県・指定都市実施団体（貴会）から本会への報告・請求

- ①毎月の給付金報告・請求と区別して行ってください。
- ②市区町村社協等より申請のあった「退任慰労給付申請明細書(一斉改選用)」をまとめたもの(互助様式第 12 号「全国民生委員互助事業給付明細書」に替わるものです)に、「全国民生委員互助事業給付金報告・請求書(19 年度一斉改選分)」を互助様式第 11 号「全国民生委員互助事業給付金報告・請求書」に替えて添付してください。(別添様式①～③参照)
- ③給付金報告・請求書(エクセルファイル)ならびに明細書を必ず電子メールでお送りください。
- ④郵送、宅配便での給付金報告・請求書(捺印あり)は、**平成 19 年 12 月 14 日(金) 必着**でお送りください。なお、遅れる場合はご一報ください。

(2)市区町村社協等から貴会への申請にあたり、次の点について貴会より市区町村社協等にご連絡ください。

- ①毎月の給付金申請とは区分していただきたいこと。
- ②互助様式第 2 号に替えて「退任慰労給付申請明細書(一斉改選用)」(TOP、入力フォーム)をお使いいただくこと。
- ③上記②の様式をお使いいただくことにより、互助様式第 8 号「退任確認書」は省略できること。
- ④エクセルファイルを使用するにあたって、ファイル内の「一斉改選用退任慰労給付金申請書等【入力方法説明資料】」(別添)を必ずお読みいただくこと。また、計算式や様式等を絶対に変更しないこと(誤集計の原因となります)のでご注意ください。
- ⑤エクセルファイルをお使いいただくと、退任慰労給付申請明細書を作成の後、全民児連会長表彰「永年勤続退任民生委員・児童委員被表彰者推薦書」の作成が容易になるため、市区町村の実施団体と同社協もしくは同民児協の間で十分調整のうえ、ご活用いただきたいこと。

3. 全社協から実施団体への送信するエクセルファイルについて

一斉改選用申請・請求書エクセルファイルは、すべての実施団体へ電子メールで送信いたします。

ファイル内には次の5つのシートがあります。

- ・【入力方法説明資料】
- ・①給付金報告・請求書
- ・②申請明細書 TOP
- ・③申請明細書（入力フォーム）
- ・④永年勤続退任民生委員・児童委員被表彰者推薦書

①は都道府県・指定都市互助共励事業実施団体（以下、実施団体といいます。）に、②～④は市区町村社協等にお使いいただくものです。また、実施団体におかれましては、各市区町村社協等から送信された③を使って、①の明細を作成していただくこととなります。

【入力方法説明資料】を必ずお読みいただき、お使いください。なお、計算式や様式等は変更しないでください。

このエクセルファイルを活用いただくと、退任慰労給付申請明細書に、会員氏名、民生委員・児童委員に委嘱された年月日を入力すれば給付金申請ができるとともに、在任15年以上の委員については「永年勤続退任民生委員・児童委員被表彰者推薦調書一斉改選対応分」が簡便に作成できます。※操作方法については、別添資料をご参照ください。

4. その他

本年11月30日をもって退任される委員のうち、各種給付に該当する委員には在任中に申請手続きをおとりいただくこととしております。従って、一般傷病見舞については、1ヵ月以上の療養を必要とした傷病が対象となるため、11月1日以降に発生した傷病については対象となりませんので、ご注意ください。なお、公務関係の申請については、個別にご相談ください。

5. このことについての連絡先

全国社会福祉協議会民生部 担当：井上、佐藤、阿部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

電話 03-3581-6747 fax 03-3581-6748

Eメール z-minsei@shakyo.or.jp